

# 平成20年度科学研究費補助金公募に係る 制度改正について

写

19文科振第417号  
平成19年9月1日

関係各研究機関代表者 殿

文部科学省研究振興局長

徳 永 保

(印影印刷)

平成20年度科学研究費補助金（特別推進研究、特定領域研究、特別研究促進費）の公募について（通知）

このことについて、別添「平成20年度科学研究費補助金公募要領（特別推進研究、特定領域研究、特別研究促進費）」（以下「公募要領」という。）により公募します。

については、貴職より関係者に周知するとともに、貴研究機関において、応募者がいる場合には、公募要領「研究機関が行う事務」にしたがい、応募に係る手続き等必要な事務を行ってください。

なお、平成20年度科学研究費補助金に応募する研究機関または平成20年度に科学研究費補助金の継続課題がある研究機関は、「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書」（後日、科学技術・学術政策局調査調整課より通知）を、平成19年11月15日（木）までに提出してください。提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められません。

また、今回の公募要領における前年度からの主な変更点等について別紙のとおりまとめましたので、貴職より関係者に周知してください。

（本件担当）

〒100-8959 東京都千代田丸の内2-5-1

文部科学省研究振興局学術研究助成課

TEL 03-5253-4111（代表）、FAX 03-6734-4093

担当：研究費総括係（内線 4091）...公募要領全般

科学研究費第一係（内線 4095、4328）...特別推進研究、特別研究促進費

科学研究費第二係（内線 4087、4316）...特定領域研究

## 平成20年度科学研究費補助金公募要領における前年度からの主な変更点

### 1 「系・分野・分科・細目表」の改正

現行278細目 284細目に充実

### 2 研究種目についての見直し

以下の研究種目については新規募集を停止

- ・「特定領域研究」の研究領域
- ・「学術創成研究費」
- ・「研究成果公開発表(A)：シンポジウムの開催」

「基盤研究(S)」における応募総額の引き上げ

- ・5,000万円以上1億円程度まで 5,000万円以上2億円程度まで

「基盤研究(A・B・C)」の研究期間の延伸

- ・2～4年間 3～5年間

「若手研究(S)」における応募総額の目安を明記

- ・1億円程度まで 概ね3,000万円以上1億円程度まで

### 3 研究分担者の在り方を見直し

「研究分担者」の定義を明確化

- ・研究代表者と協力しつつ、研究遂行責任を分担して研究活動を行う者。補助金適正化法上の補助事業者<sup>(1)</sup>に該当。
- ・分担金の配分を受ける<sup>(2)</sup>(ただし、研究代表者と研究分担者が同一研究機関に所属する場合には、分担金の配分は生じない。)
- ・研究代表者や他の研究分担者が、不正な使用等を行った場合は、応募資格の停止(交付対象からの除外)の対象となる。

(1) 平成20年度から、研究分担者に分担金を配分する場合、当該分担金に対する間接経費を研究分担者が所属する研究機関に配分できるとする予定。

新たに「連携研究者」を位置づけ

- ・研究代表者及び研究分担者の責任の下、研究組織の一員として研究計画に参画する者(応募資格を有する者でなければならない。)。補助金適正化法上の補助事業者には該当しない。
- ・分担金の配分を受けられない。
- ・研究代表者への交替は認められない。
- ・研究代表者や研究分担者が、不正な使用等を行った場合であっても、応募資格の停止(交付対象からの除外)の対象とならない(当人が共謀した場合を除く。)

(変更前)							(変更後)								
区分	補助事業者	応募資格の有無	研究計画調書(研究組織欄)への記載	代表者交替	分担金の配分	交付対象除外規定	論文等への記載	区分	補助事業者	応募資格の有無	研究計画調書(研究組織欄)への記載	代表者交替	分担金の配分	交付対象除外規定	論文等への記載
研究代表者				-	-			研究代表者				-	-		
研究分担者					1			研究分担者					2		
研究協力者	×	4	×	×	×	×		連携研究者	×		3	×	×	×	
								研究協力者	×	4	×	×	×	×	

- ( 1 )・・・研究代表者と異なる研究機関に所属する場合は分担金の配分が可能。  
( 2 )・・・分担金の配分を受けなければならない。ただし、研究分担者のうち研究代表者と同一の研究機関に属する者については、分担金を配分しなくても構わない。  
( 3 )・・・「研究計画・方法」欄等については、研究計画調書作成・記入要領の指示に従い、必要に応じて記載することができる。  
( 4 )・・・応募資格の有無は問わない。

上記については、平成20年度新規・継続を問わず全ての研究課題に適用。  
平成20年度分の交付申請書の記載方法の詳細については、平成20年4月以降の交付内定通知により通知。

#### 4 応募書類について

「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況報告書」を提出することを応募要件化。

平成20年度科学研究費補助金に応募する研究機関または平成20年度に科学研究費補助金の継続課題がある研究機関は、「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況報告書」(様式、提出方法等については、別途、文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課より通知)を提出する必要があります。提出がない場合は、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められません。

## その他（今後、制度改正を予定している事項）

### 1 研究種目の新設

従来の「特定領域研究」と「学術創成研究費」を発展的に見直し、新興・融合領域や異分野連携などの意欲的な研究を推進することにより、革新的な学術研究の発展を促すことを目的とする研究種目として、「新学術領域研究（仮称）」を新設する方向で科学技術・学術審議会で検討中。

「新学術領域研究（仮称）」には、従来の「特定領域研究」のメリットを活かした「研究領域提案型」と課題単位で従来の細目の範疇に収まらない挑戦的な研究提案を支援する「研究課題提案型」の区分を設定。

なお、平成20年度予算案の編成及びそれに関する国会審議等の状況を踏まえつつ公募。

### 2 評価の充実、及び評価結果を踏まえた支援

（詳細については、平成19年12月頃通知予定。）

原則として、全ての研究種目において、3年目に自己点検による中間評価を実施し、評価結果をインターネット上で公開。

現在、中間・事後評価を実施している大型の研究種目において、両評価を統一し、研究期間の最終年度の前年度に課題評価を実施。また、当該研究者が最終年度前年度の応募を行う場合を含め、評価結果を次の応募の際の研究計画に添付させ、次の審査に活かす仕組みの導入。

「特別推進研究」において、研究期間終了後3～5年目程度に研究成果等に関する追跡調査を試行的に実施。

### 3 研究成果報告書の見直し

（詳細については、平成19年12月頃通知予定。）

「研究成果報告書（冊子体）」を廃止( )。

「研究成果報告書概要」を充実させた新たな様式を提出させ、インターネット上で公開。

( ) 平成19年度が研究期間の最終年度にあたり、研究成果報告書（冊子体）の提出が必要な研究課題については、これまでどおり平成20年6月に研究成果報告書（冊子体）の提出が必要です。

**科学研究費補助金において当面講ずべき  
施策の方向性について  
(研究費部会「審議のまとめ(その1)」)**

平成19年8月10日

科学技術・学術審議会  
学術分科会研究費部会

# 目 次

まえがき	1
<b>基本的考え方</b>	1
1 学術研究助成に関する基本的考え方	1
(1) 基盤的経費と競争的資金の役割とそのバランスの在り方	1
(2) 学術研究を助成する科研費とその他の競争的資金の意義、役割に関する基本的考え方	2
2 科学研究費補助金の拡充に関する基本的考え方	3
基盤的な研究種目における採択率の向上と学術研究の裾野の拡大	3
間接経費の30%措置	4
次世代を担う若手研究者への配慮	4
異分野連携、新興・融合領域の形成や挑戦的研究への支援	4
審査・評価システムの改善	5
科研費の効率的な配分・効果的な使用、不正使用等の防止	5
<b>科研費において当面講ずべき制度改善方策</b>	6
1 研究種目の見直しによる異分野連携、新興・融合領域の形成や挑戦的研究への支援	6
2 研究分担者の在り方の見直し	10
3 評価の充実、及び評価結果を踏まえた支援の在り方	12
4 科研費の研究成果のとりまとめ、及び社会に還元していくための方策	13
5 その他	15
<b>&lt;資 料&gt;</b>	
・学術研究助成に関する主な計画、提言	16
・第4期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会委員名簿	21
・「科学研究費補助金において当面講ずべき施策の方向性について」に係る研究費部会における審議経過	22

# 科学研究費補助金において当面講ずべき施策の方向性について (研究費部会「審議のまとめ(その1)」)

## まえがき

第4期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会(以下「本部会」という。)においては、第3期研究費部会に引き続き、科学研究費補助金(以下「科研費」という。)をはじめとする学術研究助成の在り方について審議・検討を行ってきている。本報告は、これまでの審議を踏まえ、平成20年度に向けて、科研費において当面講ずべき施策の方向性についてとりまとめたものである。

なお、本部会においては、今後とも引き続き、本報告において示した「基本的考え方」等を踏まえ、我が国における学術研究助成の在り方について検討を進めることとしている。

## 基本的考え方

### 1 学術研究助成に関する基本的考え方

#### (1) 基盤的経費と競争的資金の役割とそのバランスの在り方

我が国の大学や大学共同利用機関(以下「大学等」という。)においては、高度な人材養成や競争的資金の獲得に至るまでの揺籃期にある研究など、日常的な教育研究活動を支える基盤的経費と、優れた研究を優先的・重点的に助成するための競争的資金との二本立て(デュアルサポートシステム)によって教育研究体制を構築。

このようなデュアルサポートシステムの重要性については、以前より科学技術・学術審議会において指摘。

現在、大学等の教育研究活動の基盤を支える基盤的経費である国立大学運営費交付金や、私学への経常費補助は年々削減されていく傾向。一方で、競争的資金については増加する傾向。その結果、大学等における教育研究環境の維持・向上という側面からも、競争的資金が果たす役割が増大。



基盤的経費の減少は、安定的な大学等の運営を損なうとともに、地道で真摯な真理探究の蓄積である人文・社会科学や純粋基礎科学などの学問分野が衰退するほか、将来の飛躍知につながる萌芽的研究の芽を摘んでしまう恐れ。

基盤的経費により教育研究環境が確実に整備されてこそ、競争的資金が活かされ、その研究活動が担保される。多様な学術研究を推進するためには、公的財政支出において基盤的経費から競争的資金への単純なシフトを進めることは不適切。

我が国のGDPに占める高等教育機関への公財政支出の比率は、OECD加盟29カ国中最低であり、一般政府総支出に占める高等教育への公財政支出の比率においても先進主要国中最低という状況。

昨年12月に成立した改正教育基本法において、大学が学術の中心として真理の探究により新たな知見を創造し、その成果により社会の発展に寄与すると明確に位置付けられたことも踏まえ、高等教育関係予算の総枠を拡大する中で、基盤的経費を確実に措置するとともに、競争的資金の拡充を図ることが必要。

## **(2) 学術研究を助成する科研費とその他の競争的資金の意義、役割に関する基本的考え方**

第3期科学技術基本計画においては、科研費で行われるような「研究者の自由な発想に基づく研究」は、「政策課題対応型研究開発」とは独立して推進されることを明確化し、理解の徹底を図る、と明示。これを踏まえ、科研費と他の政策課題対応型の競争的資金との違いが明確になるよう制度的な改善を図りつつ、その充実を図ることが必要。

研究者の自由な発想に基づいて応募された研究課題及び計画をピア・レビュー（専門分野の近い研究者による審査）により審査の上、採択し支援していくのが科研費の役割。社会に貢献する成果を生み出した研究も、その萌芽期においては科研費の支援を受けていることが多く、我が国の研究基盤を確固としたものにするためには、まず科研費を充実させることが必要。とりわけ、科研費の根幹を成す「基盤研究」への支援の一層の充実が必要。

科研費が支援する、人文学・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたる独創的・先駆的な研究により、多様な基礎研究が推進され、イノベーションの種が生み出されていることから、科研費で支援することが困難な大規模な基礎研究も含め、他の資金との連携強化により、萌芽的・基礎的段階から応用・実用化段階まで研究の発展に応じたシームレスな支援を行うことが必要。

## 2 科学研究費補助金の拡充に関する基本的考え方

科研費は、研究者の自由な発想に基づく研究（学術研究）を支援する唯一の競争的資金。全ての研究活動の基本は研究者の自由な発想に基づく研究にあり、新しい知を生み続ける重厚な知的蓄積（多様性の苗床）があつてこそ、学術のブレークスルーやイノベーションが生み出される。

科研費は、大学等における多様な学術研究等の推進と研究者の育成に大きく貢献し、我が国の学術水準の向上や科学技術の発展に大きく寄与するものであることから、今後ともその拡充が必要であり、拡充に当たっては以下の基本的考え方に基づいて取組を進めることが適当。

### （基盤的な研究種目における採択率の向上と学術研究の裾野の拡大）

大学等における基盤的経費と競争的資金の現状や、国立大学の法人化に伴う大学財政基盤の変化等により、科研費への応募は増え続けており、現状においては、採択に値する優れた研究や、独創的・先駆的な研究であっても、予算の制約等から採択されない厳しい現実（新規採択率の低下傾向）があることから、この状況の改善が根本的な課題。

科研費において中心的な役割を果たし、大学等を通じて最も多くの応募がなされているのは「基盤研究」。私立大学や地方国公立大学も含め、我が国における学術研究活動の裾野の拡大を図り、重厚な知的蓄積の形成に資するとともに、他の競争的資金では研究費用を措置することが難しい人文社会系等の研究にも十分に配慮するためには、「基盤研究」の採択率の向上が不可欠であり、当面、新規採択率30%以上を目標として予算の拡充を図るべき。

研究の性格に応じた計画の柔軟性を確保し、研究活動を効果的に支援するため、現在、4年が最長となっている「基盤研究」の研究期間を延伸するとともに、「基盤研究（S）」の充実を図ることなどにより、優れた研究を継続的に支援可能とする仕組みを確立すべき。

#### (間接経費の30%措置)

第3期科学技術基本計画では、「間接経費は、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要となる経費に充てるものであり、機関の自主的判断のもと活用されることが基本」と定義。また、その用途として、「競争的資金を獲得した研究者の属する部局等の研究環境の整備や、当該研究者に対する経済面での処遇、研究者による円滑な申請等を支援する事務体制の強化などに活用」することを期待。

約3分の1の科研費において間接経費が未措置。第3期科学技術基本計画や総合科学技術会議の報告等においても、全ての制度において間接経費の30%措置を早期に実現することとされており、若手研究者向け研究種目等から順次、早急に全ての研究種目に措置することが必要。

ただし、直接経費を減額して間接経費に充てることは、実質的な研究費の削減となり、我が国の研究活動の停滞を招くことから不適切。

#### (次世代を担う若手研究者への配慮)

新しい知を生み続ける重厚な知的蓄積(多様性の苗床)を形成し、イノベーションを絶え間なく創造する基盤は「人」であり、次世代を担う若手研究者の育成を抜本的に強化することが我が国の学術水準の向上を図る上で重要。

科研費においては、若手研究者を対象とした研究種目を設けるなど、若手研究者への支援の充実に努めており、今後ともこれらの研究種目における予算の拡充が必要。

#### (異分野連携、新興・融合領域の形成や挑戦的研究への支援)

従来の研究分野を超えた融合領域の芽は、常に多様な学術研究の中から生まれていることから、個人のアイデア段階の研究が新興・融合領域へと発展していく過程の強化や、異分野の複数の研究者が組織する分野連携による研究計画を積極的に支援していくことが必要。

常識にとらわれない挑戦的な研究等に対して、その芽を摘むことなく適切にその可能性を見出し、支援を行っていくための審査の在り方等についての検討が必要。

( 審査・評価システムの改善 )

科研費では、これまでも公正性、透明性を旨とする審査システムを構築してきており、その内容は国際的にも高く評価。今後とも、審査の国際性や研究者へのフィードバックにも配慮しながら、審査システムの改善を不断に図っていくことが必要。

研究者の研究意欲を向上させ、また、他の競争的資金の獲得を含めた次の段階の研究につながるような方向で、優れた研究活動を継続的にサポートしていくための評価システムの改善を図ることが必要。

( 科研費の効率的な配分・効果的な使用、不正使用等の防止 )

競争的資金が拡充される中で、特定の研究者に対する研究費の「不合理な重複」や「過度の集中」が生じているとの指摘があり、研究費の効率的・効果的な使用という観点からその排除が課題。

平成20年から公的研究資金の交付状況を一元的に把握できる「府省共通研究開発管理システム」が稼働する予定であり、その積極的な活用が必要。

科研費は国民の貴重な税金によって賄われているものであるとの認識に立ち、不正使用等を徹底的に防止することが必要であり、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定)等を踏まえた機関管理体制の徹底を図ることが重要。

研究は、その進展によっては、当初予想できなかった方向に計画変更する必要性が生じることもあり、研究の進展に応じた研究計画・資金計画の変更を柔軟に認め、研究終了後に行う研究成果の評価や研究費の使途のチェックに比重を置く考え方を推し進めることが必要。

科研費では、平成18年4月の通知により繰越事由の要件が明確化され、どのような場合に研究費の繰越が可能であるかについて、研究現場にも周知が図られた結果、繰越件数が10倍以上に急増。今後とも、繰越に係る事例集の配布、申請手続きの適切・迅速化、類型化を含む繰越事務手続きの簡素化等により、繰越の円滑化を推進するなど、弾力的かつ効果的な研究資金の活用に努めるべき。

## 科研費において当面講ずべき制度改善方策

上記の「基本的考え方」や、第3期科学技術基本計画における競争的資金に関する具体的方針、競争的資金にかかる各種提言等を踏まえ、平成20年度に向けて、科研費においては、以下の方向性で制度の改善を講じることが必要。

### 1 研究種目の見直しによる異分野連携、新興・融合領域の形成や挑戦的研究への支援

(現状)

科研費においては、これまで、

「基盤研究」等の審査に適用される「系・分野・分科・細目表」(分科細目表)の中の「総合・複合新領域」や「時限付き分科細目」

独創的な発想、特に意外性のある着想に基づく芽生え期の研究を支援する研究種目である「萌芽研究」

学術分野の水準向上・強化につながる研究領域等を特定して推進する研究種目である「特定領域研究」

特に優れた研究分野の重要な研究課題に着目し、創造性豊かな学術研究を推進するための、推薦制の研究種目である「学術創成研究費」

等を設けることにより、学術研究における異分野連携、新興・融合領域の形成や挑戦的研究を支援。

(問題意識)

上記の取組については、それぞれ我が国の学術研究の進展に一定の役割を果たしてきているものの、既存の枠にとらわれない極めて独創性・革新性の高い研究や、分野を越えた融合領域の形成、及び異分野の連携による研究等を推進する観点からは、不十分との指摘。

「基盤研究」における取組や「萌芽研究」は、ある程度確立した学問分野や、特定の学問分野における独創的な発想等をサポートする機能を果たしているものの、制度の性格上、新興・融合領域や異分野連携による研究に十分には対応していない。

「特定領域研究」については、

- ・ 研究領域に係る複数の研究課題を有機的に推進し、研究者コミュニティを形成することにより、当該領域の水準向上・発展や、当該研究領域における若手研究者の育成に多大な寄与。
- ・ 学術研究における大規模なグループ研究をサポートする唯一の競争的資金として機能。

などの評価を受ける一方、

- ・ 現状では、新しい学問分野の創出・発展に寄与するという視点よりも、既に研究領域としてある程度確立された領域の水準向上を目的とするものが多く設定される傾向。
- ・ 領域を構成する計画研究の審査が十分でなく、必ずしも水準が高いとは言いきれない研究課題も包含。
- ・ 研究領域を応募・審査（ピア・レビュー）により設定しているにもかかわらず、「政策課題対応型」の研究種目であるとの誤解を招くことがある。特に、独立行政法人科学技術振興機構（JST）の「戦略的創造研究推進事業（ ）」との区別を一層明確にすることが必要。

といった指摘がなされている。

- （ ） 今後の科学技術の発展や新産業の創出につながる新技術を産み出すことを目的とし、社会・経済ニーズを踏まえ国が設定した戦略目標の下、戦略重点科学技術を中心とした基礎研究を戦略的に推進する競争的資金

また、「学術創成研究費」については、

- ・ 指導的立場にある研究者からの推薦制により、通常の公募方式では応募されにくい研究テーマ、今後重要となる学術分野を発掘し、機動的な支援を実施。
- ・ 国際的な見地や社会貢献に資する視点から一定の評価を得ている研究活動について、比較的大きな研究費で安定的に支援することが可能。

などの評価を受ける一方、

- ・ 推薦者が専門とする既存の学問分野の研究テーマが推薦されるケースがあり、新しい学問領域の創成という点で、研究種目の趣旨・目的が十分に活かされていない。
- ・ 研究テーマと同時に研究実施者が推薦された際に、推薦者と被推薦者との利害関係の評価が困難。
- ・ 「政策課題対応型」の競争的資金、特に「戦略的創造研究推進事業」との区別を明確にすることが必要。

といった指摘がなされている。

## ( 具体的方策 )

上記の現状及び問題意識を踏まえ、研究者グループが提案する、新たな研究領域、既存の研究分野を超えた融合領域、異分野連携による共同研究、また従来の分科細目区分では採択されにくい、独創性・創造性の高い挑戦的な研究等について、これを適切に見出し支援することができるようにするためには、既存の審査・評価方法とは異なる新たな審査・評価方法を導入することが必要。

このため、従来の「特定領域研究」と「学術創成研究費」を発展的に見直し、既存の研究分野の枠に収まらない新興・融合領域や異分野連携などの意欲的な研究を推進することにより、革新的な学術研究の発展を促すことを目的とする研究種目として、「新学術領域研究(仮称)」を新設し、新たな審査・評価方法を導入していくことが適当。

新研究種目には、従来の「特定領域研究」のメリットを活かした「研究領域提案型」と、課題単位で従来の細目の範疇に収まらない挑戦的な研究提案を支援する「研究課題提案型」の区分を設定。

新研究種目「新学術領域研究(仮称)」の詳細な審査方針等については、科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会において検討。

## (「新学術領域研究」の実施例)

### < 研究領域提案型 >

研究者グループが提案する、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、異分野連携や共同研究、人材育成等により当該領域の研究を格段に発展させることを目的。

基本的に従来の「特定領域研究」と同様、複数の計画研究課題と公募研究課題により領域を構成。

若手研究者の連携や人文社会系の研究などによる、小規模グループによる提案等も積極的に支援し、機動的に多くの領域を設定する観点から、原則としてこれまでの「特定領域研究」よりも規模を抑える。

審査方法については、現行の「特定領域研究」の審査方法を踏まえつつ、分野融合・連携に対応できるシステムを導入。

< 研究課題提案型 >

従来の細目区分では採択されにくい、単独またはごく少数の研究者が提案する新興・融合分野等における挑戦的な研究課題への支援を目的。

リスクの高い挑戦的な研究課題を支援するため、課題の規模を抑え、当初は短めに期間を設定し、評価に応じて延長する形式により実施。

審査方法については、新興・融合領域の研究課題を積極的に支援する観点から、例えば、分野ごとではない、比較的少人数で書面審査と合議審査を行う２段階審査方式とすること等を想定。

「特定領域研究」及び「学術創成研究費」については、新規募集を停止。

新研究種目には間接経費 30% を併せて措置。

新研究種目の審査・配分業務は文部科学省が行う。

なお、新研究種目の創設に伴い、「特別推進研究」の審査は日本学術振興会に移管するが、新研究種目の審査に当たっては、その性格に鑑み、現行の審査体制を踏まえた独立した審査体制を構築。

日本学術振興会への審査・交付業務の移管については、「科学研究費補助金の在り方について（報告）」（平成 16 年 12 月 研究費部会）の考え方にに基づき、引き続き、日本学術振興会における体制の整備を図り、順次これを実施。

なお、「学術創成研究費」の見直しに併せ、「基盤研究（S）」については、研究費規模の拡大を図るなどの充実を図り、国際的な水準から見て一定の評価を得ている個人型の研究活動の支援に配慮。また、その審査については、「特別推進研究」に準じた審査方法を取り入れることが必要。



## 2 研究分担者の在り方の見直し

### (現状)

科研費における「研究組織」は、研究代表者(研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ研究者。研究計画の性格上、必要があれば研究組織を構成することが可能) 研究分担者(研究代表者と共同して研究計画の遂行に中心的役割を果たすとともに責任を持つ研究者) 研究協力者(研究代表者及び研究分担者以外の者。研究計画に随時参加し、その研究への協力をする者)により構成。

このうち、研究分担者は、研究代表者と共同して研究計画の遂行に中心的役割を果たすとともに、その遂行について責任を持つ研究者である一方、科学研究費補助金の応募資格を有する者であるとともに、研究代表者と同様に「補助金適正化法」の適用を受ける補助事業者でありながら、実際の研究活動、研究成果の発表や論文等への記載は、研究協力者と同じ扱い。

### (問題意識)

こうした研究分担者において、分担金の配分を受けていない者のうち、研究代表者と異なる機関に属する者については、研究資金の使用に関する機関管理が十分に行き届かない恐れがあるとの指摘。

また、不正使用が発覚した際には、研究分担者にも共同責任が課せられるルールになったことにより、研究分担者になることに抑制的になるとの指摘がある一方、一般に研究代表者と共同して研究を行う者と、国庫補助事業(以下「補助事業」という。)上の研究分担者の定義を同一と捉えて、ペナルティ制度が共同研究の萎縮や妨げになる恐れがあるとの意見。

研究分担者のうち、そのほとんどを占める分担金の配分を受けていない者については実質的にどの程度の資金が使用されているのか把握できないこと、また、実際に分担者として複数かつ多額の資金を使用している研究者がいて問題が生じているとの指摘もあることなどから、研究資金の過度の集中等を防ぐ上で障害となる恐れ。

( 具体的方策 )

上記の問題意識を踏まえ、以下のとおり、科研費による研究事業( 補助事業 ) において、研究に携わる者の定義をさらに明確にすることが必要。

研究分担者： 研究計画の遂行、研究課題の実現に向け、研究代表者と協力しつつ、補助事業としての研究遂行責任を分担して、研究活動を行う者( 原則として分担金の配分を受ける者。ただし、同等の役割を担う者で、研究代表者と同一の機関に属する者については、分担金を配分しない場合も含むものとする )。

連携研究者： 研究代表者、研究分担者の責任の下、研究課題の遂行に当たり、研究計画に参画する者。

連携研究者については、研究計画調書において「研究組織」欄に記載させることにより、研究組織の全体像( 研究計画に参画する者であること ) を審査時に把握可能。また、主体的に研究費を使用しないことから、補助事業者としては位置付けず、不正使用におけるペナルティの適用も受けないものとする。

研究協力者： 研究代表者、研究分担者及び連携研究者以外の者で、研究課題の遂行に当たり、協力を行う者。

( 研究に携わる者の定義の明確化とその周知徹底 )

研究遂行上の研究分担者と、科研費の事業遂行上の研究分担者の定義は必ずしも一致しないことを明確にすることが必要。すなわち、研究遂行上の研究分担者は、明確な定義はないが、一般には、研究代表者と共同して論文執筆等の研究活動を行うという趣旨での「共同研究者」の意味で用いられることがある。

一方、科研費の研究分担者は、科研費が支援する補助事業において、主たる補助事業者としての研究代表者と協力しつつ、従たる補助事業者として事業遂行責任を担い、当該研究を主体的に行うものであり、補助金制度上の定義に基づく。

このような補助金制度上の用語と日常的な研究活動で用いられる語とは類似していても定義や趣旨が異なることを周知徹底し、各研究者が、補助事業者としての研究分担者の定義と責任を明確に認識した上で、科研費に応募できるようにすることが必要。

研究分担者については、従来とは異なり、分担金を配分することを原則とする。ただし、同一機関の研究者間では、必ずしも分担金を配分する必要がないため、分担金を配分しない場合も認める。

なお、研究分担者に分担金を配分する場合、当該分担金に対する間接経費を研究分担者が所属する研究機関に配分できるようにすることが必要。

### 3 評価の充実、及び評価結果を踏まえた支援の在り方

#### (現状)

現在、科研費においては、「特別推進研究」「特定領域研究」「基盤研究(S)」「学術創成研究費」の4つの研究種目で中間・事後評価を実施。

「特別推進研究」においては、研究期間の2年目に現地調査を実施し、さらに中間・事後評価を実施。

「特定領域研究」においては、研究期間が5年間を越える場合には中間評価を実施し、研究期間終了年度の翌年度に事後評価を実施。

「基盤研究(S)」及び「学術創成研究費」においては、中間評価を研究期間の3年目に実施し、事後評価を研究期間終了年度の翌年度に実施。

#### (問題意識)

科研費における研究課題に対する評価は、全体としては十分とは言えない。

一方で、中間・事後評価を実施している研究種目については、研究者及び評価者の負担が重い反面、評価結果が有効に活用されておらず、研究者の研究意欲を向上させ、また、他の競争的資金の獲得を含めた次の段階の研究につながるような方向で、優れた研究活動を継続的にサポートしていくための評価システムの改善を図ることが必要。

#### (具体的方策)

以上のような問題意識を踏まえ、評価の充実、及び評価結果を踏まえた支援の在り方に関し、次のような施策を講じることが必要。

### 中間評価の充実と効率化

原則として、全ての研究種目において、3年目に自己点検による中間評価を実施し、評価結果をインターネットで公開。

### 大型研究種目における中間・事後評価の見直し（評価結果の反映）

現在、中間・事後評価を実施している研究種目において、両評価を統一し、研究期間の最終年度の前年度に課題評価を実施。

また、当該研究者が最終年度前年度の応募を行う場合を含め、評価結果を次の応募の際の研究計画に添付させ、次の審査に活かす仕組みの導入により、優れた研究課題を継続して支援（計画調書の工夫、評価の観点の追加、評点の付け方における工夫が必要）。

ただし、指定席化ととられないような配慮について検討することが必要（特に「特別推進研究」）。

### 「特別推進研究」における追跡調査の実施

科研費が支援する学術研究は萌芽・基礎的段階からステップ・バイ・ステップで発展していくものであり、その成果を短期間で確認することは困難。

科研費で助成した研究課題について、中長期的な観点からその成果を検証し、国民に対する説明責任を果たすため、特に大型の研究種目について、研究期間終了後3～5年目程度に追跡評価を実施することが適当。このため、まず「特別推進研究」について、試行的に研究成果等に関する追跡調査を実施。

## 4 科研費の研究成果のとりまとめ、及び社会に還元していくための方策

### （現状）

科研費による研究成果の公開及び周知については、これまで、研究種目「研究成果公開発表（A）」により、科研費による研究で、国民の関心の高いと思われる研究の成果を発表するシンポジウムの開催経費及び講演収録集の発刊に対して助成。

そのほか、研究実績報告書の概要を国立情報学研究所「科学研究費補助金採択課題・成果概要データベース（KAKEN）」にて公開する、研究成果報告書を国立国会図書館関西館へ納本して閲覧可能にする、日本学術振興会が実施する「ひらめき ときめき サイエンス」において公開するなどの施策を実施。

(問題意識)

科研費は、年間2千億円近い予算により、我が国の発展基盤につながる優れた学術研究を支援する重要な役割を担っているが、成果が短期的に現れにくいことや専門性が強いことなどから、その意義が必ずしも広く国民に理解されているとは言い難い。

(具体的方策)

科研費は、国民の貴重な税金により賄われるものであることから、国民や社会に対する説明責任を果たすことが極めて重要であり、科研費により支援した研究成果のとりまとめ及び周知を効果的に行う方策を講じることが必要。取組には、配分機関である文部科学省及び日本学術振興会が行うもの、及び研究機関及び研究者が行うもの、が考えられるが、前者については、以下のような取組が考えられる。

科研費の支援を受けた研究の成果をわかりやすく解説した「科研費ニュースレター」の発行

成果公開シンポジウム（文部科学省・日本学術振興会主催）の開催  
追跡調査・評価による研究成果の検証（特別推進研究）

現在、国立国会図書館関西館に冊子で納付している「研究成果報告書」を、インターネット上での公開に変更

配分結果公表時における詳細なデータ（細目・キーワードレベルでの採択状況等）の公表

また、研究者及び研究機関においても、より積極的な取組が図られることを期待。

なお、現在、「研究成果公開促進費」の一研究種目として、科研費の研究成果に関するシンポジウム等の開催に対する助成を行う「研究成果公開発表（A）」が設けられ、平成19年度においては12件を採択。

しかし本来、全ての研究課題において取り込まれるべき研究成果の公開・普及について、科研費により競争的に支援することはかえって誤った認識を生みかねないとの指摘もあり、科研費全体としての研究種目の整理・合理化を図る観点からも「研究成果公開発表（A）」については、廃止することが適当。

科研費における研究成果の公開・普及については、交付を受けた研究者が採択期間中に取り組むことを奨励。費用については、科研費の直接経費及び間接経費から支出することが可能であり、経費の適切な活用により公開・普及を図っていくことを期待。

## 5 その他

( 学術の振興施策の検討に必要な調査研究への科研費の交付 )

学術の振興施策を検討する前提として、我が国の現状や諸外国の状況を把握した上で、広く研究者の意見等を聴取し、これを集約していくこと等が不可欠。しかし、現状ではこのような基礎調査の数も少なく、また、それらを適切に活用した学術振興施策の検討が不十分との指摘。

このため、学術振興施策の検討に資するために緊急に実施することが必要な基礎的な調査研究であって、科学技術・学術審議会学術分科会の各部会において実施の必要性が認められたものについては、科研費の「特別研究促進費」において支援するとともに、学術振興施策の検討に適切に活用することが重要。

< 資 料 >

## 学術研究助成に関する主な計画、提言

### 【基盤的経費と競争的資金の役割とそのバランスの在り方】

我が国の大学においては、基盤的資金（国立大学法人運営費交付金、施設整備費補助金、私学助成）が教育研究の基盤となる組織の存立（人材の確保、教育研究環境の整備等）を支えることに重要な役割を果たすとともに、競争的資金が多様な優れた研究計画を支援するという研究体制が構築されている。このように、基盤的資金と競争的資金にはそれぞれ固有の機能があり、それぞれ重要な役割を果たしている。

このため、政府研究開発投資全体の拡充を図る中で、基盤的資金と競争的資金の有効な組合せを検討する。（科学技術基本計画）

基盤的経費の確実な措置、基盤的経費と競争的資金の適切な組合せ、評価に基づくより効率的な資金配分を図る。（基本方針2007）

国立大学法人運営費交付金で教育研究の基礎的な部分をきちんと支えると同時に、競争的資金を大幅に拡充し、各大学が切磋琢磨し、多様なインセンティブ・システムを導入しやすい環境を整備する。（教育再生会議第二次報告）

### 【学術研究を助成する科研費とその他の競争的資金の意義、役割に関する基本的考え方】

基礎研究には、人文・社会科学を含め、研究者の自由な発想に基づく研究と、政策に基づき将来の応用を目指す基礎研究があり、それぞれ、意義を踏まえて推進する。すなわち、前者については、新しい知を生み続ける重厚な知的蓄積（多様性の苗床）を形成することを目指し、萌芽段階からの多様な研究や時流に流されない普遍的な知の探求を長期的視点の下で推進する。一方、後者については、次項以下に述べる政策課題対応型研究開発の一部と位置付けられるものであり、次項2.（注：政策課題対応型研究開発における重点化）に基づく重点化を図りつつ、政策目標の達成に向け、経済・社会の変革につながる非連続的なイノベーションの源泉となる知識の創出を目指して進める。

なお、基礎研究全体が下記2.(注：政策課題対応型研究開発における重点化)に基づく重点化の対象となるのではなく、例えば科学研究費補助金で行われるような研究者の自由な発想に基づく研究については、政策課題対応型研究開発とは独立して推進されることを明確化し、理解の徹底を図る。(科学技術基本計画)

配分機関において、支援と成果の全体像を把握・分析し、PO間の情報交換、審査員の相互乗り入れ、研究最終年度評価の結果を次の他制度での研究計画の審査に活用、評価結果のデータベース化とその公表等により、配分機関間・制度間での連携を強化し、優れた研究には、研究費が途切れることなく支援され、イノベーションにつなげていく仕組みを構築する。(基本政策推進専門調査会報告)

### **【間接経費の30%措置】**

研究と教育の両面における競争的資金を拡充するとともに、間接経費を充実する。(基本方針2007)

全競争的資金制度で間接経費30%の早期実現。(イノベーション25)

競争的環境を醸成することで研究の質を一層向上させるとともに、研究者の流動性を更に高めるため、多様な基礎研究等への競争的資金を拡充しつつ、人件費を支給できる研究者の対象の拡大、間接経費30%の早期実現。(資源配分方針)

全ての競争的資金制度で、間接経費30%の措置をできるだけ早期に実現することを目指す。(基本政策推進専門調査会報告)

競争的資金を拡充し、間接経費を充実する。(教育再生会議第二次報告)

### **【次世代を担う若手研究者への配慮】**

競争的資金の拡充を目指す中で、若手研究者を対象とした支援を重点的に拡充するとともに、競争的資金全般における若手研究者の積極的な申請を奨励する。その際、スタートアップ時期に配慮したプログラムの設置や、若手研究者自らが研究組織を率いて研究を遂行できる金額が支給されるプログラムの拡充に配慮する。(科学技術基本計画)



イノベーションが次々と生み出される社会環境を構築するため、おおむね今後3年間で、若手研究者向け資金や理数教育など次世代投資の充実と強化、・・・などイノベーション創出・促進に向けた社会環境整備に取り組む。(基本方針2007)

若手研究者の自立を支援し広い裾野を築き、その中から世界トップ研究者を育てる一貫した競争的資金体系を確立する。(イノベーション25)

若手、女性及び外国人研究者の活躍促進のための取組を充実・強化。特に将来のイノベーションの中核を担う若手研究者や新分野開拓等の挑戦的な研究に向けた競争的資金の重点的拡充。(資源配分方針)

将来のイノベーションの中核を担う若手研究者の自立を促進する観点に立って、思い切った支援を行うため、競争的資金全体の拡充を目指す中で、若手向けの競争的資金の充実・強化を図り、若手研究者への研究資金配分比率を相当程度高めることを目指す。(基本政策推進専門調査会報告)

#### **【異分野連携、新興・融合領域の形成や挑戦的研究への支援】**

ピアレビュー審査を画一的に運用するのみでは、ハイリスク研究(研究者の斬新なアイデアに基づく革新性の高い成果を生み出しうる研究)は見だしにくい恐れがある。このため、基礎研究を支える制度の一部において、研究者個人のアイデアの独創性や可能性を見極めて柔軟に課題選定を行う仕組みを設けること等により、ハイリスク研究に配慮する。(科学技術基本計画)

若手、女性及び外国人研究者の活躍促進のための取組を充実・強化。特に将来のイノベーションの中核を担う若手研究者や新分野開拓等の挑戦的な研究に向けた競争的資金の重点的拡充。(資源配分方針)

科学技術の国際競争が激化する中で、制度の特性等に応じ、ハイリスク研究、独創的な研究を強化する。(基本政策推進専門調査会報告)

新領域(融合分野を含む)創成や異分野連携、斬新な発想に基づく萌芽的な研究の支援を強化する。(基本政策推進専門調査会報告)

ハイリスク研究や独創的な研究が適切に評価・実施されるよう、従来の制度とは観点を異にした審査や事後評価の方法・基準、マネジメントの仕組みを、制度の特性等に応じて導入する（例えば、合議制ではない採択方法、アイデアや「人」の重視、プログラスマネージャーの広範な権限・責任等）。  
（基本政策推進専門調査会報告）

## 【審査・評価システムの改善】

基盤的経費の確実な措置、基盤的経費と競争的資金の適切な組合せ、評価に基づくより効率的な資金配分を図る。（基本方針2007）

競争的資金の審査システムを公正性、透明性、国際性の観点から高度化する。若手研究者への配慮等、評価手法を改革する。  
（基本方針2007、教育再生会議第二次報告）

国内外を問わず、国際的にも研究活動を活発に行っている評価の高い研究者が審査する体制等、評価の手法について早急に見直し（イノベーション25）

審査・採択方法、審査基準や評価項目・基準、マネジメントシステムなどは、画一的ではなく、各制度や分野の特性等に応じて適切なものとする。  
（基本政策推進専門調査会報告）

国内外を問わず、国際的にも研究活動を活発に行っている評価の高い研究者が審査する体制等、評価の手法について早急に見直し。（イノベーション25）

## 【効率的な配分・効果的な使用、不正使用等の防止】

研究費配分の不合理な重複や、研究者個人の適切なエフォート（研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分）を超えた研究費の過度の集中は、排除を徹底する必要がある。（科学技術基本計画）

研究費の不正受給や不正使用については、研究者に申請資格の制限を課す等厳格に対処する。（科学技術基本計画）

平成20年1月を目途に府省共通研究開発管理システムの運用を開始するなど研究費配分における無駄の排除を徹底するとともに、研究費の不正使用等の防止に向けた取組の徹底を図る。(資源配分方針)

総合科学技術会議が昨年8月にとりまとめた「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」を踏まえ、不正使用等に対して厳正に対処するとともに、ルールの整備・明確化、ガイドラインの作成、機関管理の徹底、配分機関における相談機能の強化、競争的資金の交付に当たっての研究機関の管理・監査体制の状況確認等不正使用の防止の取組を徹底する。  
(基本政策推進専門調査会報告)

#### 「科学技術基本計画」

(第3期)科学技術基本計画(平成18年3月28日 閣議決定)

#### 「基本方針2007」

経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日 閣議決定)

#### 「イノベーション25」

長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年6月1日 閣議決定)

#### 「資源配分方針」

平成20年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針  
(平成19年6月14日 総合科学技術会議)

#### 「基本政策推進専門調査会報告」

競争的資金の拡充と制度改革の推進について  
(平成19年6月14日 総合科学技術会議 基本政策推進専門調査会)

#### 「教育再生会議第二次報告」

社会総がかりで教育再生を - 第二次報告 -  
(平成19年6月1日 教育再生会議)

**第4期科学技術・学術審議会学術分科会  
研究費部会委員名簿**  
(任期：平成19年2月1日～平成21年1月31日)

**委 員**

飯野正子	津田塾大学長
井上孝美	財団法人放送大学教育振興会理事長
上野ひろ美	奈良教育大学教育学部教授
笹月健彦	国立国際医療センター総長
鈴木厚人	高エネルギー加速器研究機構長
中西友子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
平野眞一	名古屋大学総長
深見希代子	東京薬科大学生命科学部教授
三宅なほみ	中京大学情報理工学部教授

**臨時委員**

家泰弘	東京大学物性研究所教授
伊賀健一	独立行政法人日本学術振興会理事
石弘光	放送大学学長
井上明久	東北大学総長
井上一	独立行政法人宇宙航空研究開発機構理事 ・宇宙科学研究本部長
甲斐知恵子	東京大学医科学研究所教授
小原雄治	情報・システム研究機構理事
垣生園子	東海大学医学部教授

**専門委員**

池尾和人	慶應義塾大学経済学部教授
岡本和夫	東京大学大学院数理科学研究科教授

**会長（科学技術・学術審議会）**

野依良治	独立行政法人理化学研究所理事長
------	-----------------

**分科会長（学術分科会）**

佐々木 毅	学習院大学法学部教授
-------	------------

## 「科学研究費補助金において当面講ずべき施策の方向性について」 に係る研究費部会における審議経過

平成19年

- 2月28日(第1回) ・第4期研究費部会における審議事項及び今後の  
取り進め方  
について自由討議
- 3月28日(第2回) ・科学研究費補助金の現状  
研究種目ごとの状況  
研究者の状況  
新興領域の支援の状況  
中間・事後評価、成果発表の現状  
・「中間まとめ」に向けた検討事項  
について自由討議
- 4月27日(第3回) ・学術研究における公的研究資金の在り方、及び  
その中での科研費の位置付け、意義に関して  
「中間まとめ」において確認すべき事項  
・学術研究にブレークスルーをもたらす助成の在  
り方  
について審議
- 5月30日(第4回) ・新領域の形成・異分野連携の推進等のための研  
究種目の新設  
・科学研究費補助金における「研究分担者」の在  
り方  
について審議
- 6月29日(第5回) ・科学研究費補助金における「研究分担者」の在  
り方  
・科学研究費補助金における評価の充実、及び評  
価の結果を踏まえた支援の在り方  
・科学研究費補助金の研究成果のとりまとめ、及  
び社会に還元していくための方策  
・「審議のまとめ(その1)」(素案)  
について審議
- 7月19日(第6回) ・「審議のまとめ(その1)」(案)  
・今後、検討をお願いしたい事項  
について審議

# 科学研究費補助金の拡充と改革

革新的な学術研究を支援する科学研究費補助金の拡充

〔平成20年度要求額 : 217,481百万円  
(平成19年度予算額 : 191,300百万円)〕

## 科学技術基本計画 (閣議決定)

- “競争的資金の拡充”
- “間接経費30%の早期実現”
- “若手研究者支援”

## 経済財政改革の基本方針2007 (閣議決定)

- “競争的資金の拡充”
- “間接経費30%の早期実現”
- “若手研究者支援”

## 長期戦略指針イノベーション25 (閣議決定)

- “若手研究者の自立支援”
- “ハイリスク研究の推進”
- “競争的資金の拡充”

- “間接経費30%の早期実現”

## 平成20年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針 (総合科学技術会議)

- “多様な基礎研究等への競争的資金の拡充”
- “若手研究者支援”
- “間接経費30%の早期実現”
- “新分野開拓等の挑戦的な研究へ向けた競争的資金の拡充”

## 研究費の有効活用

- ・ 補助金の不正使用の防止
- ・ 研究活動の不正行為の防止
- ・ 研究費配分における無駄の排除

## 科研費の弾力的使用

## 科 研 費 の 拡 充 と 改 革

### 挑戦的研究、若手研究者への投資等による革新的な学術研究の促進

- ・ 新たな領域を開拓する「新学術領域研究」の新設(既存種目の見直し)
- ・ 若手研究者の自立を促進する「若手研究」の拡充
- ・ 学術研究の裾野を広げ、多様性を確保する「基盤研究」の充実

### 間接経費の拡充

- ・ 多くの国公立大学に配分されている「若手研究(B)」などの研究種目において、間接経費30%を早期に措置

### 審査・評価体制の充実

### 審査・交付業務の日本学術振興会への更なる移管

### 不正使用防止策の推進

- ・ 経理管理・監査実施状況報告書の応募要件化
- ・ 機関管理の体制強化
- ・ ルールの徹底 等

### 電子システム化の推進

### 年度間繰越の活用促進